

神奈川県個人情報保護審査会への緊急署名のお願い

2009年2月17日

個人情報保護条例を生かす市民の会

神奈川県では、県教育委員会が「君が代」斉唱時における「不起立教職員」の氏名を収集したことに対して、県個人情報保護審査会（2007.10.24）ならびに審議会（2008.1.17）が、氏名収集は思想信条情報にあたり、収集は不相当と答申を出しています。それにもかかわらず、県教育委員会は氏名収集の継続を決め、2007年度卒業式、2008年度入学式での収集を強行しました。

現在、氏名収集された20名が、その情報の利用停止を求めて個人情報保護審査会に異議申し立てを行っています。前回の答申は「不起立は思想信条の発露、不起立者氏名の収集は県個人情報保護条例が禁止している思想信条情報に該当する」として、条例や逐条解説にそった判断が出されています。3月に異議申し立て人による意見陳述が行われますが、今回の答申も前回は踏まえた考えが示されることを求めて、署名を提出しようと思います。

条例を遵守する立場にある県教育委員会が行っていることは、条例違反であり、思想信条の侵害にほかありません。ぜひ、署名へのご協力をよろしくお願い致します。

周りの方にもお知らせくださればうれしいです。

締め切りは3月31日、短期間で多数の署名を集めたいと考えていますので、お手数ですが署名用紙を印刷して広めてください。よろしくお願い致します。

署名の送付先

〒228-0014 神奈川県座間市栗原中央 2-21-21 中野渡強志 方

お知らせ

第一回口頭弁論 3月9日（月） 横浜地裁 101号法廷

13:00地裁前集合 13:10抽選開始

多くの方の傍聴参加をお願いいたします

前回の答申を踏まえ、公正な答申を要請いたします

2007年10月24日、貴審査会は、君が代斉唱時に不起立であった教職員の氏名収集について、その個人情報は「思想信条情報」としての上で、県教委による利用不停止決定を取り消すこと、同様の情報を取り扱うときはあらかじめ個人情報保護審議会に聴くことを神奈川県教育委員会に答申しました。

それを受け、県教委は2008年の卒業式・入学式に向けて氏名収集を継続しようと、例外規定の適用を求めて審議会に諮問しました。その際、県教委は「社会的な納得を得た上で取り扱うため」審議会へ諮問すると異議申立人に伝えてきたと聞きます。

3回にわたる審議会において、県教委は、氏名収集は「思想信条情報」ではなく「職務情報」であることを強調し、収集の必要性を訴えました。しかし、審議会は2008年1月17日、「思想信条情報を例外的に取り扱うとする、本件事務の正当性及び必要性を積極的に認めるという意味において、本件諮問の内容を適当とする答申を行うことは難しい」として、諮問は「不適」であると退けました。「社会的な納得」は得られなかったのです。それにもかかわらず、県教委は収集を現在も継続しています。そして、2008年春の収集情報の利用停止請求に対し再び利用不停止決定を下しました。

神奈川県が行っている氏名収集およびその情報の保管は、神奈川県個人情報保護条例に違反しており、収集情報は速やかに廃棄されるべきものであります。

公権力が思想信条情報を取り扱ってはならないという条項は、県が過去の苦い歴史を総括して取り入れたものです。神奈川県にはこの先進的な条例にふさわしい行政のあり方が求められており、そのためにも貴審査会の果たす役割はとても大きいと思います。

貴審査会におかれましては、前回の答申を踏まえ、公正な判断をされるよう要請いたします。

個人情報保護条例を生かす市民の会

(連絡先・送付先) 〒228-0014 神奈川県座間市栗原中央 2-21-21 中野渡強志 方

氏 名	住 所

(第一次集約を3月20日、最終集約を3月31日とします)